

災害時における隊友会の協力に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会山形県隊友会鶴岡田川支部（以下「乙」という。）は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力活動（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市において自然災害や大規模事故、緊急対処事態その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 協力内容は、次のとおりとする。

- （1）災害関連情報の収集及び伝達（リエゾン（情報連絡員）派遣を含む。）
- （2）避難所の開設及び運営に係る業務
- （3）救援物資搬出入等の集積、分類、発送仕分け等に係る業務
- （4）その他甲が必要と認める災害応急対策業務

（協力要請）

- 第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力内容を乙に要請することができるものとする。
- 2 協力要請は文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によることができることとし、要請後、速やかに文書を送付するものとする。
 - 3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
 - 4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮しなければならない。

（協力のための準備）

- 第5条 乙は、初動の対応の迅速を図るため、平素から連絡体制を整備しておくものとする。
- 2 乙は、甲の求めに応じ、現在の連絡員、協力可能人員等を通知するものとする。

（経費の負担）

- 第6条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として、乙が負担するものとする。
- 2 その他経費の算出等については、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 乙は、必要に応じて乙の負担で「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

（損害補償等）

第7条 乙は、協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を負った場合は、前条第3項の保険の範囲内でその会員等に補償し、乙及び乙の会員等は甲にその補償を求めないものとする。ただし、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事した者に対する補償については、この限りでない。

（訓練等）

第8条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（個人情報の保護）

第10条 乙及び乙の会員は、協力を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協力の終了及び協定の解除後においても同様とし、必要な処置を講じるものとする。

（協定の有効期間等）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月11日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

皆川 治 

乙 公益社団法人隊友会
山形県隊友会鶴岡田川支部
支部長

國分 龍 